

# 豊橋市立汐田小学校いじめ防止基本方針

## I いじめの定義【いじめ防止対策推進法(第二条)より】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## II いじめ防止についての基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。本校の校訓「しんけんに学ぶ子・思いやりのある子・たくましい子」の基盤は、安心できる学校生活にある。学校生活には、子どもたちの「居場所」があり、子ども同士の「絆」があることが大切となる。教師の進める「居場所づくり」と、子どもが主体となる「絆づくり」を重視した学校づくりを進めることで、互いを認め合える人間関係づくりが進み、いじめを未然に防止することが可能となると考える。

本校では、経営方針の中に「(1) 子どもを大切にはぐくむ学校」―「(2) 徳を育む」―「人間関係形成能力の育成」を位置付け、具体的な方策として「いじめを生まない温かな集団づくり」を掲げた。「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」という認識のもと、全教職員が、子どもたちからの小さなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく必要がある。

## III 「いじめ防止対策組織」について

学校運営機構上で専門委員会の一つである「生活サポート委員会」が、本校における問題行動・不登校と並んで、いじめ防止対策(未然防止, 早期発見, 事案対応等)を担う中核組織となる。「いじめられた子どもを徹底して守り抜く」スタンスを貫くことを前提として組織的に対応し、いじめのささいな兆候や懸念を、特定の教員が抱え込むことのないようにする。

### (1) 「生活サポート委員会」がもつ、いじめ防止対策組織としての役割

#### ア いじめ事案への対応

- ・いじめ事案の事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・管理職の指導の下、迅速かつ実効的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家(精神科医など)、関係機関(警察など)と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議／現職研修で「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・「生活サポート委員会」で検討した内容を情報交換会等で報告する。

#### ウ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」結果を、学校のホームページや学校新聞

に掲載し、地域全体でのいじめ防止対策の広がりを図る。

#### エ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート(子ども・保護者・教職員)／学級経営案における学期ごとの反省を行い、学校／学級等におけるいじめ防止対策についてPDCAサイクルで検証と見直しを行い、実効性のある取り組みとなるよう努める。

### IV いじめの防止等についての具体的な取り組みについて

#### (1) いじめの未然防止

- ア 【生活基盤となる集団づくり】 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していくための「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した集団づくりを進める。
- イ 【心をはぐくむ教育活動】 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。さらに、子どもが主体的に取り組める活動を展開し、達成感や成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育てる。
- ウ 【子どもの「自浄力」育成】 「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育て、子どもの自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- エ 【教職員の人権意識醸成】 子どもの人格を認めることを基盤におき、体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。特に、性的指向や性自認で悩みを抱える子どもは、それらを秘匿したい場合があることを踏まえ、多様な性についての理解促進に努める。
- オ 【情報モラル教育の推進】 全学年で情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見

- ア 【観察と日常の交流】 子どもの心身の状況や変化を的確につかむために、健康観察を行う。また、子どもとの日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、休み時間中の雑談等から個を丁寧に見取る。
- イ 【教職員間の情報共有】 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人一人の子どもを見守り、情報を共有する。特に学年内において、日頃から、報告・連絡・相談・確認の定着を図る。
- ウ 【打ち明けられる場づくり】 学校生活アンケート(月1回)や教育相談を定期的実施し、子どもからの小さなサインを見逃さないように努める。この際、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいものにも注意を払う。
- エ 【関係の構築と校内相談体制】 担任を中心に、子どもとの温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努める。また、これに限定せず、学年教職員、養護教諭、スクールカウンセラー等も関わりながら、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ 【校外相談機関の周知】 いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもがどこにでも

相談できるような環境を整える。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

### (3) いじめに対する対応

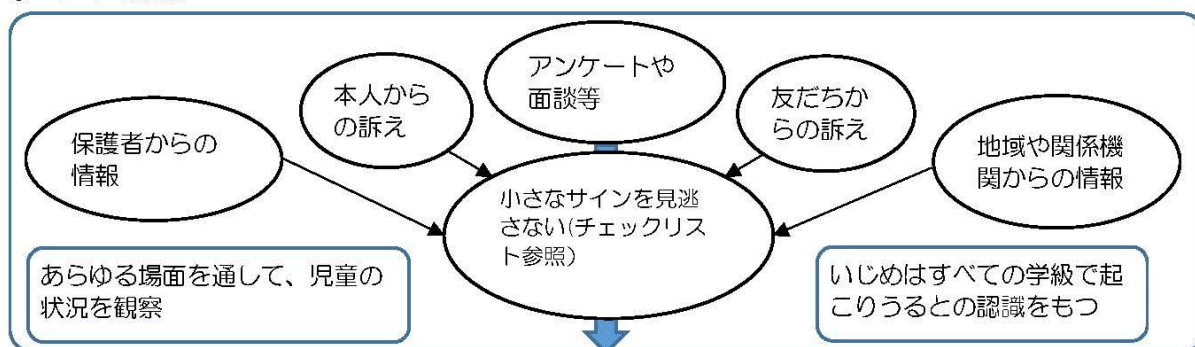
- ア【委員会への報告と事実確認】いじめの疑いを認知した場合、「生活サポート委員会」で協議し、迅速かつ慎重に事実確認を行う。この際、教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じてスクールカウンセラーや警察官経験者(スクールサポーター)等、専門家や関係機関との連携のもとで取り組む。
- イ【いじめられた子どもに対して】被害にあった子どもや、それを相談してきた子どもの安全を徹底して守り抜く姿勢で対応する。子どもの意向をくみながら、安全・安心な学校生活環境づくりについて具体的に提案し、継続的に実践する。
- ウ【いじめた側の子どもに対して】加害側の子どもには、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。また、行為の背景の把握に努め、家庭ともそれらを共有しながら解消を図ることとで、再発を防止する。
- エ【いじめのあった集団に対して】いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- オ【関係家庭への情報提供】確認できた事実については、関係する家庭の保護者に対して速やかに伝えることを原則とし、特に、被害にあった子どもの保護者には、今後の指導について説明責任を果たす。
- カ【SNS を利用した場合】ネット(ゲーム)上のいじめへの対応は、必要に応じて市教委、警察署、法務局等とも連携して行う。記載された内容については、市教委や警察などの関係機関にも削除に向けた協力要請を行う。
- キ【警察との連携】いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。保護者に対して、このことをあらかじめ周知しておく。

### (4) 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

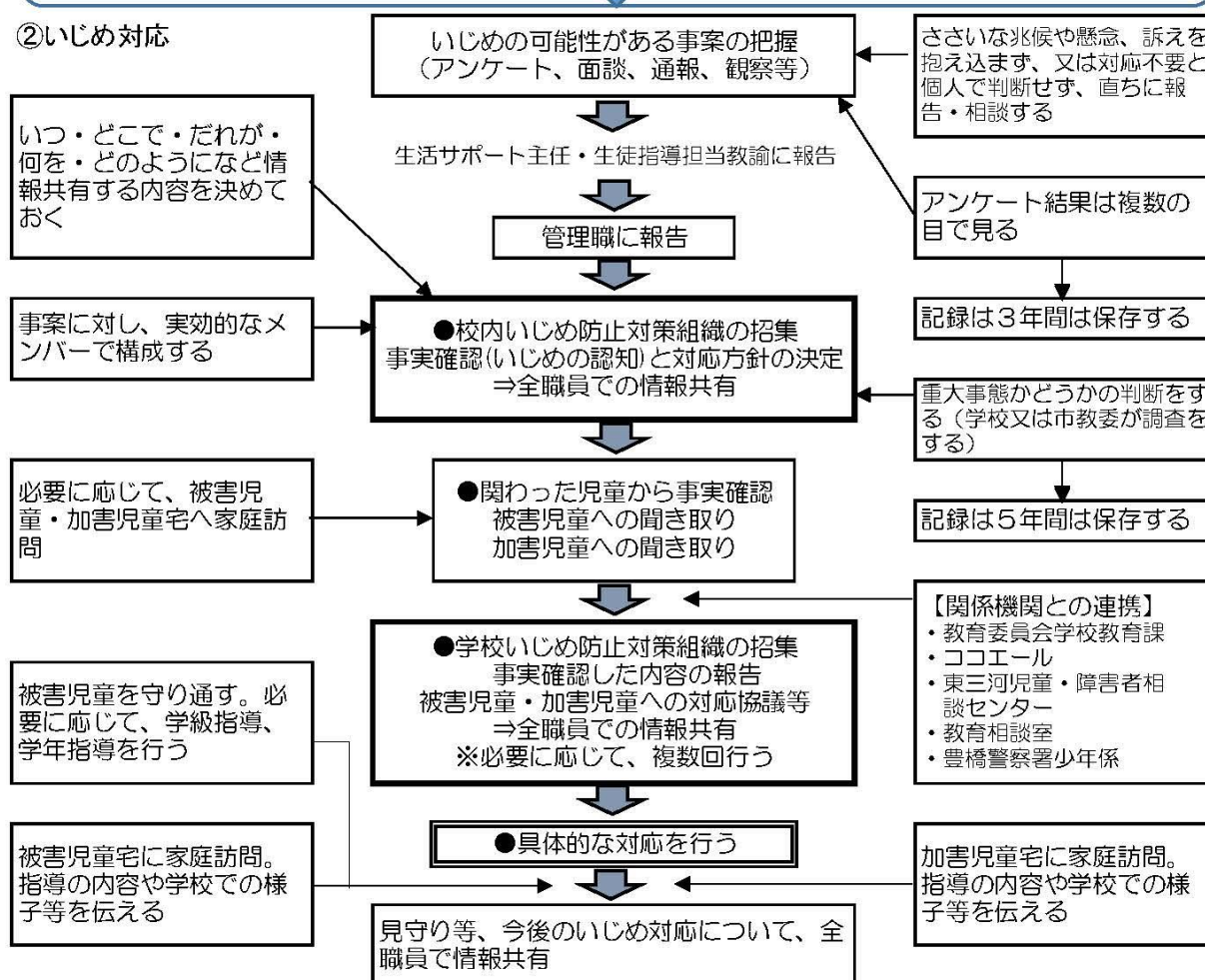
- ア【事実関係の把握】直ちに「生活サポート委員会」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」(H25 市教委策定)に基づいて、事実関係を把握するとともに、その後の方針について協議する。
- イ【市教委への報告等】直ちに市教委に報告して入手した情報を共有するとともに、教育会館(臨床心理士の緊急派遣要請)、保健所健康増進課、警察(※行き先不明の場合)など、外部機関と連携した対応を行う。
- ウ【校内対応】全教職員が危機感をもって当該児童生徒の見守り体制を構築するとともに、原則、家庭との協力のもとで、当該の子どもを確保する。(※登校できている場合)

## いじめ早期発見・対応フロー図

### ①いじめの発見



### ②いじめ対応



### ③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- 1 いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。  
止んでいる状態が相当期間継続していること。相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害児童本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

## V 重大事態への対応について

- (1) 【市教委への報告】 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。
- (2) 【学校による調査の母体】 学校が調査を実施する場合は、本方針のもと、「生活サポート委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。
- (3) 【調査方針の説明】 関係する子ども及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。
- (4) 【事実関係の調査・把握】 調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、次の点に留意する。
  - ア 教職員は、ふだんから校務支援システム「日々の記録」「生徒指導記録」などを累積することで、重大事態に至るまでの客観的事実の整理に努め、聞き取りや調査の際に生かせるようにする。
  - イ いじめを受けた子ども(※不可能な場合は、保護者からの要望・意見)、いじめを行った子どもの双方から十分に聞き取りをする。
  - ウ 必要に応じ、在籍する子どもや教職員に対して質問紙調査や聞き取り調査を行う。
  - エ できる限り多くの情報を集め、時系列で整理することで、客観的な事実を明らかにする。
- (5) 【調査結果の説明】 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子ども・保護者に対して説明する。また、いじめを受けた側に説明した方針に沿って、いじめを行った子ども・保護者に対しても説明する。結果についても適切に情報を提供するとともに、教育委員会へ報告する。
- (6) 【調査完了後の対応】 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関(スクールカウンセラーや臨床心理士の他、教育相談員、専門医療機関、市の相談窓口等)との連携をとり、加害・被害双方の子どもや保護者の心のケアに努める。
  - ア いじめを受けた子ども 心の安定、身体の安全確保に全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。
  - イ アの保護者 不信任や不安感の払拭に努め、最善を尽くして対処する。
  - ウ いじめを行った子ども 自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上にとって二度と繰り返さないことを自ら誓わせるようにする。
  - エ ウの保護者 ウと同様の対応を行い、解決に向かう過程における協力を求める。

